

## 北島町から転出される方へ

※市町村によっては手続きが異なりますので、新しい市町村にお問い合わせください。

転出に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことから	担当課	北島町では	新しい市町村では
国民健康保険被保険者証をお持ちの方	1階 健康保険課 TEL (088) 698-9805	国民健康保険資格確認書等を返却してください。 * 国民健康保険税に関することは、税務課 (TEL088-698-9803)にお問い合わせください。	新しい市町村で、国民健康保険に加入してください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		後期高齢者医療保険資格確認書を返却してください。	県外へ転出される方は、徳島県が発行する「負担区分等証明書」を転出先の担当窓口へ提出してください。
介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証を返却してください。	要支援・要介護認定をお持ちの方は、転入先で現在の認定区分を引き継ぎます。(手続きの必要はありません。)
児童手当を受給されている方	1階 福祉課 TEL (088) 698-9802	受給事由消滅届が必要です。受給者の本人確認書類をお持ちください。	転出予定日(転出届に記載した異動日)から <b>15日以内</b> に児童手当担当窓口にて請求手続きが必要です。(15日を過ぎて申請した場合、手当を受給できない期間が生じることがあります。) 転出先にて必要書類をご確認ください。
児童扶養手当を受給されている方		住所変更届が必要です。児童扶養手当受給者証をお持ちください。窓口での手続きが必要です。	住所変更届が必要です。手当証書と受給者の本人確認書類をお持ちのうえ住所変更届をしてください。 転出先にて必要書類をご確認ください。
子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方		子どもはぐくみ医療費受給者証をご持参ください。	転出先の市町村にお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方		ひとり親家庭等医療費受給者証をご持参ください。	転出先の市町村にお問い合わせください。
重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		喪失届の提出が必要です。受給者証をお持ちの上、窓口にて手続きをお願いします。	新たに申請が必要ですので、転出先にて必要書類をご確認ください。
自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療)をお持ちの方		手続きの必要はありません。	転出先の市町村にお問い合わせ下さい。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手続きの必要はありません。	
認可保育所を利用されている方		こども家庭センター TEL (088) 698-8909 (保健相談センター内)	転出月の月末(ただし、1日転出の場合は前月の月末)で退所となります。退所する月の15日までに、退所届を利用中の保育所へ提出してください。
認可外保育施設を利用されている方		◆子育てのための施設等利用給付 ◆企業主導型保育事業利用 の認定を受けている方は、こども家庭センターまでご連絡ください。	◆子育てのための施設等利用給付 ◆企業主導型保育事業利用 の認定を受けている方は、転出先で新たに申請が必要です。転出先にて必要書類をご確認ください。
小・中学校に転入学(転校)する児童生徒がいる方	4階 教育委員会事務局 TEL (088) 698-9812	教育委員会事務局へお申し出ください。 ・転校前の学校で『在学証明書』と『教科書給与証明書』を発行してもらいます。 ・転出するが、特別な事情により引き続き同じ学校への通学を希望する場合は、教育委員会へお問い合わせください。	『在学証明書』と『教科書給与証明書』は、転出先で指定された学校に提出してください。詳しくは、転出先の市町村教育委員会にお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

網掛けについては北島町役場窓口での手続きが必要です。引越し前に手続きにおこしください。

## 北島町から転出される方へ

北島町のHPでも  
確認出来ます。



- ・新しい住所地に住み始めた日から**14日以内**に転入届を行ってください。この届を忘れずと住民登録がなくなるばかりではなく、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。
- ・予定変更などで転出を取りやめた場合、転出取消の手続きが必要です。窓口にお問い合わせください。

※ただし、市町村によっては手続きが異なりますので、新しい市町村にお問い合わせください。

転出に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	北島町では	新しい市町村では
印鑑登録をされている方	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	転出(予定)日以降、印鑑登録は廃止されま す。カードを返却してください。	印鑑証明書が必要な方は、印鑑をお持ちの うえ新たに登録してください。
マイナンバーカード(電子証 明書)をお持ちの方		転出予定日に署名用電子証明書は失効しま す。(利用者証明用電子証明書は執行しま せんので引き続き利用できます。)	カードをお持ちください。カードの継続利用手 続き(住所変更)を行ってください。署名用電 子証明書は必要に応じて発行申請をしてく ださい。
原動機付自転車(125cc以 下)、小型特殊自動車 をお持ちの方	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	標識の返還手続きをお願いします。 * 必要なもの * ・標識(ナンバープレート) ・身分証 ・標識交付証明書	(北島町で標識の返還ができていない場合) 北島町の標識の返還と新標識の取得の手 続きを行ってください。
軽自動車(三輪、四輪) をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きについては徳島県軽自動車協会(TEL088-641-2010) または、新住所地の軽自動車協会にお問い合わせください。	
軽二輪(125cc超250cc以 下)、小型二輪(250cc超)を をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きについては四国運輸局・徳島運輸支局(TEL050-5540-2074) または、新住所地の運輸局にお問い合わせください。	
水道のご使用を中止される 方	4階 上下水道課 TEL(088) 698-9810	水道使用中止届が必要です。届出が無い場 合は、使用量が無くても基本料金が発生しま すのでご注意ください。 ただし、アパート等でこれまで上下水道課か ら直接料金の請求をしていない物件にお住 まいだった方につきましては、届出は不要で す。	
水道のご使用を中止しない で、「水量のお知らせ」等を 現地以外への送付をご希望 の方		水道・その他変更届をご提出ください。	
犬を飼っている方	2階 環境課 TEL(088) 698-9813	手続きの必要はありません。	北島町の鑑札を持って、新しい市町村にて 住所変更を行ってください。
居住者が転出し空き家にな るとき		空き家を放置すると周辺への悪影響や空き 巣等の犯罪の対象となる場合があります。 取り壊しや管理のための補助金制度や空き 家管理サービスのご案内をしています。	

【裏面もご覧ください】 網掛けについては北島町役場窓口での手続きが必要です。引っ越し前に手続きにおこしください。